

火葬場新設反対運動からみた地方自治

——東京・府中市の基地跡地利用をめぐる諸問題——

重松一義

〈目次〉

はじめに

第一章 周辺住民無視の斎場原案

(一) 原案に至る基地跡地返還事情

(二) 最初から間違っている行政の暴走

(三) 町内会長行政という旧弊の悲劇

第二章 反対運動の開始と原案の凍結

(一) 血の滲む反対運動の明け暮れと請願署名

(二) 市の請願取下げ要請の矛盾と波瀾

(三) 単に原案凍結という名の斎場建設後廻し

(以下次号に続く)

はじめに

遙かに富士を望み、多摩川と野川の清流に囲われた、ここ武蔵野台地にある府中という町に住みついて、はや二三年になる。その動機は、甲州街道と鎌倉街道が交叉する古い宿場町の立たずまいと、緑豊かな東京都郊外の静かな田園都市に魅かれ、ささやかな第二の人生の安住の地に定めたという単純素朴なものであった。近代化・都市化の波のなかにあるとはいえ、今も府中は昔日の面影を遺しながら巨大都市東京に隣接する首都圏の一衛星都市・中規模の一地方自治体としてある。

ところで、この静かな町に埋もれ、一介の研究者として学問に専念したい気持の私に、思いがけず近くの公園の真中に火葬場新設という計画が市にあるという話をふと耳にはさんだのは、市内新町に住んで五年目の昭和五〇年の秋である。この話は、当時住んでいた新町の法務省官舎、勤め先である晴見町の研修所、あるいは様々な人々との接触でも全く話題にもない事柄であった。本来、町内会や地方自治に無縁であり無頓着であった私であるが、若い頃、多くの山歩きを通して自然環境の保全には私なりの潜在的熱望もあったことを考え合わせ、この問題を耳にし考えるにつれ、坐して容認できぬものがあつた。これは何とかせねばならぬという住民参加の気持を門外漢であることも忘れ目覚めさせたのである。

以来十数年、この問題と取り組み、あるいは「東京市政事始」(雑誌『東京人』四三号所掲平成三年四月)、『季刊・江戸っ子』三〇号、『東京駅と煉瓦』JR東日本、『江戸東京学事典』(三省堂)の分筆など、東京市政・東京都政への執筆機会などもあり、未来へ向けた東京の都市計画に、この問題は無視できないさまざまな問題を含んでいることを知ることとなった。このような糸口から、このような意識から、標題のごとく掲げ、これを一資料としてまとめ遺すことは、学問的にも実務的にも地方自治の身近かな素材として、あるいは地方自治の何ら

かの施策に活かされればとの念願ともなり、ここに不十分ながら一稿としてまとめることとした。

第一章 周辺住民無視の斎場原案

(一) 原案に至る基地跡地返還事情

市が原案として示す問題の斎場予定地は、元陸軍航空本部の所轄にある陸軍燃料廠(昭和一五年七月三二日)昭和二〇年八月一五日まで存続)跡に、戦後米軍(極東第五空軍司令部と通信・気象部隊)が進駐、通称米軍府中基地と呼ばれた所である。この基地は昭和二六年の日米平和条約・安全保障条約の締結、朝鮮戦争休戦後、憲法および安全保障条約の趣旨に立ち、自衛隊に三回にわたり返還、一部使用を認めている。その第一回は昭和三二年航空自衛隊用地として基地の一部を返還、第二回は昭和四〇年七月に、第三回は昭和四二年九月に同じく一部を返還、これら返還地に自衛隊航空総隊司令部と通信隊・管理部隊が置かれ現在に至っている。

ところで昭和四〇年代以降、全国的に米軍基地・施設の整理統合がなされ、相ついで日本側に返還されているが、大蔵省でも昭和四七年五月一〇日「公共用の用途に優先的に充てること」を条件とした、その跡地利用の行政指導がなされていた項である。基地が所在する府中市もこの動きに対応、同年一月一四日、三鷹・調布・府中市(三市)で「基地返還連絡会」という応急の会を開き、三市がまちまちで返還要請の動きをしていたことを調整、「調布基地対策連絡協議会」の発足をみている。これが各市長・議長で構成する「六者協」と呼ばれる国・都に対応する地元三市の連絡協議会である。

同年同月、市では早速「米空軍府中基地の返還及び市への無償譲渡についての陳情書」を国や都の関係機関に提出、同年一二月にはつぎのような意見書を市議会で議決している。

〔資料1〕 府中市所在の米軍基地全面返還等に関する意見書

現在、関東村および米軍府中基地は、在日米軍の整理統合計画の中で、ほぼ全面的に返還される状況にあります。従来から、この二つの米軍施設は、その存在によって、付近住民の様々な被害を生み出していたばかりでなく、財政上や都市計画上や諸種の面で府中市の平和で豊かな発展を阻害するものとなっていましたから、米軍の撤退、基地の返還は大いに歓迎すべきものであります。しかし、今回の返還は、そのまま直ちに府中市にその土地が無償で譲渡されるように伝えられておりません。

現在、府中市にとっては公園、住宅、学校、文化・スポーツ諸施設、社会福祉施設など、市民の諸要求をみたす公共用地が非常に不足している状況にあります。この基地はそのためにもなくてはならない土地となっております。これらの事情を御洞察の上、関東村および府中基地をぜひ地元地方自治体へ速やかに無償譲渡されるよう御配慮方を強く要望するものであります。以上地方自治法第九九条第二項の規定に基づき意見書を提出するものである。

昭和四十七年二月二七日

府中市議会議長

このような情況下、昭和四十八年一月二三日、第一四回日米安全保障協議委員会が外務省で開かれ、日本側から大平外務大臣、増原防衛庁長官が、米側からはインガソル駐日大使、ガイラー太平洋軍司令官が出席している。

〔資料2〕 第一四回日米安全保障協議委員会合意事項（関東計画）

（1～4事項省略、5事項の一部）米側は、日本における施設・区域の数を削減し残余を統合する努力を払う際には、人口稠密地域において深刻化している土地問題及び安保条約の目的上必要なくなった施設・区域の返還についての日本政府の要望を考慮に入れて、これを説明しニクソン・ドクトリン及び地位協定に沿って、日

基地跡地利用についての市民アンケート調査

(昭和48年11月実施)

発送数 3,000
 回収数 1,014 (33.8%)
 集計可能数 954 (94.08%)
 集計不可能数 60 (5.92%)

Q1 府中基地跡地と関東村跡地について最も希望のあった施設

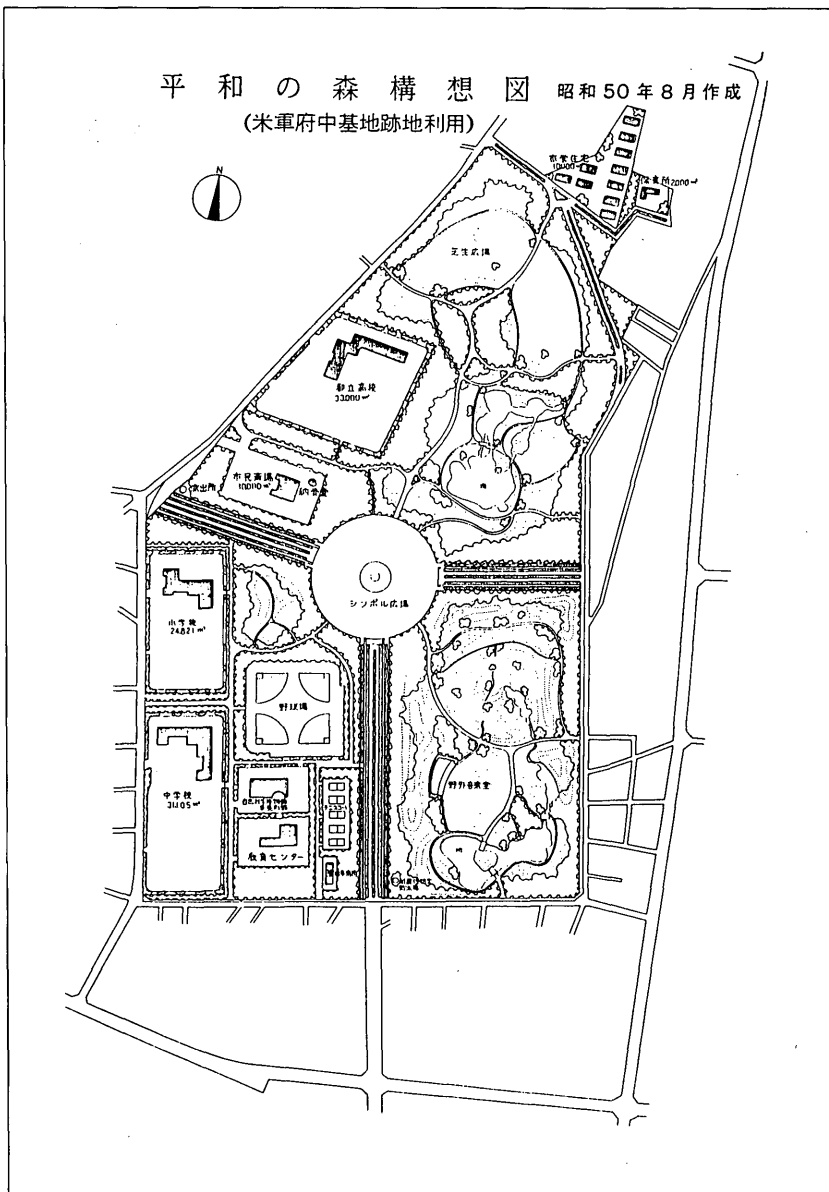
施設名	府中基地跡地	関東村跡地
森林公園などの都市公園	344件 36.06%	314件 32.91%
小中学校などの教育施設	60 6.28	49 5.14
グラウンドなどの体育施設	57 5.98	77 8.07
老人身障者などの社会福祉施設	138 14.47	135 14.15
住宅などの施設	127 13.31	162 16.98
病院などの厚生施設	204 21.38	167 17.51
その他の施設	10 1.05	12 1.26

Q2 その他、特に希望のあった施設

施設	件数	施設	件数
総合病院	34	冬期スポーツ場	6
公立病院	29	サイクリング場	6
リハビリテーションセンター	14	幼稚園・保育園	6
プール	11	レジャーランド	5
総合体育施設	9	大 学	5
図書館	7	美術館	5
総合文化施設	7	その他	55

本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する施設・区域を日本において維持することが米側の意図であることを再確認するとともに、施設・区域及び人員の削減の多くは日本国内における統合によるものであって、安保条約下における米側の義務を遂行する能力はこれによって影響を受けるものではないことを指摘した。(外務省情報文化局長発表・抄録、府中市「基地跡地利用——その経緯と現状——」一四頁所掲「昭和六三年度冊子」)

これにより、①府中空軍施設の大部分、②キャンプ朝霞(南地区)の大部分、③立川飛行場(大和空軍施設を含む)、④関東村住宅地区、⑤ジョンソン飛行場住宅地区の大部分、⑥水戸対地射撃場の各施設・区域が日本側に返還されることになったのである。これに基づく米側の措置として、昭和四八年六月米軍府中基地の通信施設を除く大部分を昭和四九年中に返還する旨発表、市議会では同月「基地対策特別委員会」を設置、早められた関東計画への対応がはかられている。ここで市が実施したのは市民からのアンケート調査であり、つぎのような要



望が集計されている。

(注) 関東計画とは、当時K・P・C・Pと略称され、昭和四八年一月二三日、第一四回日米安全保障協議委員会で、関東平野地域所在六カ所の米空軍基地の削減・返還計画内容について日米が合意した事項をさす。

〔資料3〕 基地跡地利用についての市民アンケート調査（前掲）

このような経過のなか、府中基地の大部分（通信施設を除く）が昭和五〇年六月三〇日、日本側に返還され、市は同年八月、市民のアンケート調査結果や多くの要望を含め、基地跡地の利用原案といえるつぎのような資料4の「平和の森基本構想」（森林公園を基調とした都市公園）を策定したのである。

〔資料4〕 「平和の森基本構想」（構想図、前掲）

また大蔵省においては、昭和五一年六月二一日国有財産中央審議会を開き「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の審議がなされ、払下げ条件として「三分割有償払下げ」方式を大蔵大臣に答申している。すなわち跡地をA、B、C地区に三分割、A地区は地元地方公共団体等が利用、B地区は国・政府関係機関等が利用、C地区は当分の間、処分を保留するという方針である。しかし、府中市は基地を抱える他の立川、昭島市と共に三分割有償払下げのこの方針に反対、町内会長・自治会長の協力のもと一〇万人の署名を集め国会に二度の請願運動を展開している。これは基地を抱える全国的反対運動と歩調を同じくするもので、結局一四の都道府県知事による涉外知事会が窓口となり大蔵省との接触がなされた。しかし若干の国の譲歩事項があったものの、教育施設・道路に利用する部分は昭和五三年一月に、公園・緑地・社会福祉に利用する部分は昭和五四年



昭和 55 年当時の火葬場設置反対の天神町立看板（浅香勝輔・八木澤壮共著『火葬場』大明堂発行、26 頁より。伊藤照久氏提供写真）



平成 4 年秋の天神町立看板

九月に合意がなされ、基本方針通り三分割有償払下げが固まることとなった。

この合意を大蔵省理財局長から各財務局長宛に通達として具体的に明示したものが、昭和五四年二月二四日付の「返還財産の処分条件について」（蔵理第四八二四号）である。この条件は同通達の別表一として、地方公共団体が火葬場・墓地・ゴミ処理施設等嫌悪施設に利用する場合は国有財産法第二二条一項一―二号、第八条一項四号に該るとして処分条件は譲与又は無償貸付け。地方公共団体が緑地・公園に利用する場合は国有財産法第二二条一項一号に該るとして処分条件は処分する面積の三分の二について無償貸付け、残りの三分の一について時価売払い。地方公共団体が養護施設・老人福祉施設等に利用する場合は国有財産特別措置法第二二条一項一号に該るとして時価からその五割を減額した対価による売払いというものであった。

(二) 最初から間違っている行政の暴走

さて府中基地跡地利用計画連絡協議会という行政事務サイドでこれほどのツメがなされていたことは、市長・助役・議会・企画調整部長ら市の一部関係者のみ知るところであって、市民には全く知らされていないものであった。これを知るのは昭和五五年七月二九日、市議会が市内自治会長・町会長を集め「基地跡地利用国会請願報告会」という、跡地の早期利用を促進させようと請願の協力を求める会を開き、これまでの連絡協議会という事務レベルの交渉経過を自治会長・町会長に報告した時をもって初めてとするものであった。この報告ののち、同年八月二九日、市は跡地利用について都と打合わせもおこなっている。同年も暮れにおしまった十一月二八日、市が町内会長へ報告した斎場の立地の条件に疑問をもつ天神町住民より、つぎのような請願を市議会に提出することとなる。

〔資料5〕 基地跡地に市立葬祭場建設に反対する請願

一、請願の要旨

府中市の中心的地域である基地跡地に府中市立葬祭場が建設されることは府中市政の将来に大きな汚点を残す要因となるので建設には絶対に反対である。

二、請願の理由

市議会議員各党派の一部の方々が中心となって基地跡地を利用して市立葬祭場建設に積極的な活動を進めていくことが伝えられるが、地元住民の意思を忖度しない建設計画は無謀にも等しく納得できない。市民のために良かれと発案されたものだとしたら、その具体策を明確に地域住民に示して根本的に検討させることが民主主義の根幹ではなからうかと思料する。

当該地域が現在どのような環境にあるかは市議会議員の皆様には充分御承知であられると思うが、府中駅、東府中駅にも近く将来は府中市の中核的地域として発展させなければならない重要な地域であり、地域の住民もこれを強く望んでおるのであります。しかるに基地跡地は広いとは言え、教育施設、公園等に利用すれば残余の地積は限られており、隣接地に併設はしなくとも同一地域に市立葬祭場が建設されることは神聖な教育の場を冒瀆するもので企画された議員の良識を疑うものであります。

更に当該地域は競馬の開催日には車輛の輻輳により府中駅までバスで一時間余も必要となるのに、その上葬祭場が建設された場合は車輛公害による空気の汚染、騒音、振動等に基因して地域住民の受ける損害は量り知れないものがあります。

基地跡地が学校用地や、森林公園としてよみがえった場合、朝にはすがすがしい金色の陽光を拝し、昼は小鳥のあたたかい囀りを聞き、夕には明月の観賞ができたなら人生の真髄を堪能でき、府中市が提唱する「活力とやすらぎのふるさと府中」としての一貫した誇れる姿ではないでしょうか。

市議会議員としての良識を欠き、地域住民の願望をも蹂りんしてまで強行する愚策はお執りにならないとは

存じますが、敢て強行される意図をくずして頂けないなら、住民の大動員をはかっても実力阻止の強い決意を表明して請願致す次第であります。

昭和五十五年十一月二十八日

府中市議会議長

皆木辰雄殿

請願代表者

府中市天神町二の二四の八

天神町二丁目北町会

会長 鹿島吉男 印

府中市天神町二の二三の一〇

副会長 仲 文正 印

府中市天神町二の一六の七

小川利栄 他

この当時の町会長を中心とした請願につづき、折から開会中の府中市議会基地対策特別委員会の席上、周辺住民の代表として初めての反対意見陳述をする機会をもつこととなる。

〔資料6〕 反対意見陳述（草稿）（後掲）

この反対意見陳述は市長・市議会議長・市議会全議員・市幹部の前で多くの傍聴のもとになされた。この意見

陳述のあと同日、同委員会は府中基地周辺の住民約六、〇〇〇人から出された「市民斎場建設反対」の請願を審議、賛成多数で継続審査と決まることになる。(府中市「基地跡地利用——その経緯と現状——」一七頁所掲・昭和六三年度冊子)

請願が継続審議となったことは、ひとまず喜ばしいことであったが、この時点で「斎場」なるものがいつ組み込まれたか、その予定位置はどこかなどを市民がようやく知ることとなった。その斎場は事後の記録の調査結果で、都の都市計画局と市の企画調整部長を中心とした府中基地跡地利用計画連絡協議会が八回開催されたうち、第二回の昭和五三年一月六日、計画上の主要施設として市民斎場を盛り込むことが初めて議事録にみられたこととであり、その細部については、今後、幹事会(注・市の部課長職にある者)でたたき台を作成することとしたとある。その後の協議会では斎場に触れられず、昭和五六年三月七日の第七回連絡協議会で「跡地の利用に当っては、地域住民の意向を尊重しながら、併せて広域的な利用を図るよう配慮する」。市民斎場の整備方針として「敷地内を緑化し、公園と一体性をもつよう整備する」。「計画案の作成にあたっては、住民意向の反映に十分配慮するものとし、その調整事務は府中市が主体となって処理する」と記し、この連絡協議会はその目的を達したとして昭和五六年三月二〇日早々と解散している。

この連絡協議会が都と事務打合せをしたことを踏まえ、同月府中市議会定例会を開催しており、そこでの斎場関係の記録は、わずかにつぎの諸点である。

反対意見陳述（草稿）

昭和五十五年十二月十三日

於 府中市議会基地対策特別委員会

住民代表陳述人 重 松 一 義

府中基地跡地に市立の葬斎場を建設するという計画が府中市当局にあると伺い、まことに青天の霹靂でございましたが、これにつきましては、すでに十一月二十八日、天神町住民の反対意見を請願書をもって議長にお出し致したとおりであります。

申すまでもなく、太平洋戦争を経験した国民にとり、敗戦による占領の拠点として、各地に多くの基地が設けられ、その返還は戦后三十有余年、地元住民の祈りに値する念願そのものであります。幸いこの基地返還は曲りなりにも進んでおりまして、この近辺におきましては、立川基地の跡地が返還になり、その跡地の利用計画に博物館とか学校・病院など、極めて文化的で雄大な構想が盛り込まれております。

これに引きかえまして、わが府中市におきましては、その跡地に斎場を設けようとの計画を進めているわけでありまして、斎場といえは火葬設備は当然付随すること、いずれの地でも常識として理解されているものであります。調査しましたところ、府中市での火葬設備は十四街あり、現在これで十分その用を足しているものであり、いまだかつて府中市発足以来、府中市民の中から火葬設備を新設拡充せよという要望は何等無いのであります。また将来多少の死亡人口

の増加があり、あるいは設備の老朽化があっても、その場所においての増改築で用を足し得るものであります。このように、市民の声もなく、必要性もない斎場設置問題が突如私共の代表として御送りしてあります市会議員諸氏の中から出ているということは、一体どのような理由があるのかを、ともかく明らかにしていただきたいと思えます。ただそれが、単に国から無償で土地をもらう方便として斎場を造るというアイデアであると思えば、そこには今のべましたとおり必要性は全く無いものでありますので、即時計画の撤回をお願いしたいということだけのことであります。

それにしても、いま府中が市として新しく誕生し、斎場や火葬場をも急ぎ整えねばならないという必要性があります。それならばいざ知らず、これほど古い町において、唐突にも斎場や火葬場を設けようという発想は一体どこからくるものでありましょうか。府中は大國魂神社周辺を中心地として栄え、今日に至ったことは確かであり、それゆえに外部から持ち込まれた問題への対応は、きわめて拒否的でありました。すなわち、かつての中央線敷設反対運動然り、果鴨から移転の府中刑務所反対運動然り、さらには東京競馬場設置反対運動然りであります。このため中央線は北の関分寺を通じてしまい、半面、皮肉にも国際的に著名なこの刑務所や競馬場は、長い月日には市の経済発展に繋がっているのです。これを評し、識者は府中の三馬鹿と評したものであります。考えますと、この外部から持込まれた三馬鹿の例と違いますのは、今回の斎場設置の問題は府中市自身が自由に選択できる内部的な問題であります。しかし斎場設置という発想そのものは、依然として三馬鹿といわれたかつての体質、旧い独善的な狭い視野の考え方から一步も出ていないことを指摘せざるを得ません。事実、市の予算の大部分は大國魂神社を中心とした地域の華やかな文化施設に投入し、天神町や浅間町は返還された基地を含め辺鄙な町はずれ、旧市街・新市街という、固定した認識と差別が斎場という計画・発想に端的に現われているのでありまして、そのように受取っても致し方のない既成事実が改めて指摘できる

のではないでしようか。この機会に基地跡地を含めた、この天神町、浅間町を市当局は都市計画上の立地として、どのように、どの程度に評価しているのか、まず第一に文書でご回答願いたいと申し入れます。

つきに第二として、聞くところによりますと、市ですべてに三人の議員が県外の豊橋など数ヶ所に出張し、色々な斎場・火葬設備を見学、研究を深められている由であり、設けるとしたならば、煙突もなく喫いもしないものを設けることが出来るという調査結果も得られるようであります。私共住民は煙突が見えないとか喫いがないという研究成果を伺うことよりも、そこまで具体的に研究している問題を、なぜ地元住民に、先ずはからぬのかという疑問であります。最も厳しく求めたいのは市営墓地とか市営斎場とか、あるいは原子力発電所とか、そうした特殊なものの設置を企画するには、その計画の段階で、まず第一に利害の密着した地元の理解と賛否を問うという姿勢と順序がなければならぬものであります。それが民主主義のルールであり、地方自治の常識であります。このたび、にわかにかうした問題が起ったということは、地元住民に何等そのプランが示されていなかったことを物語るものであり、先走った火葬場見学の議員出張など、地元民の心情を逆なでした住民無視の暴挙であったと断言いたします。市営墓地や市営斎場・火葬場の設置という類いのものは、地元民の利害・感情が直接的であり、いったん設ければ永久に設備の変更が許されない重大な問題であります。こうした意味で、本件は市議会の、ある時点での形式的多数で決議が許されるべき性質のものでは絶対にはないものであります。ここに府中全市民の理解を求める公聴会の開催を申し入れるものであります。

第三として、もし斎場を設けるとしたならば、二億円とも十二億ともいわれる巨額の建設費が予算措置として見込まれているようであります。加えてその維持費もわれわれ市民税の中から出さねばならないのであります。火葬設備はすでに十四缶で足りています現状でありますのに、このような巨額を投入した斎場設置は、市民のために良かれと発案さ

れたものではないと断言できるものでありまして、将来とも、恐らくそれぞれの家庭から何十年に一度の葬儀を出す慣習というものは変らないと考えます。したがって本件は、まことに無意味な増税と税金のムダ使いにしか結びつかない問題であります。

第四には、この計画には余りにも異和感があり、発想と計画内容が貧困であることを申したいと思います。もし計画どおり実現した場合、市立火葬場と公立学校が同一区域内にある例は全国どこにも無い異例なことであります。無邪気にもこれから伸び伸びと成長しようとする子供達の傍に、人生の終着駅であるこうした設備があり、喪服で涙をこらえている姿や霊柩車の列が頻繁に出入りする情景を登校・下校のたびごとに、その眼に触れさせることが日常でありますならば、それは教育環境の破壊であり、障害である以外の何物でもありません。この地はやはり、得がたい緑地公園として、府中の老若男女が、それは幼ない子供の眼からも、なぜこんなに広い土地があるのに、この柵の中に入れないのだろう。こうした所で思い切り野球やテニス等をやってみたいという願いを遂げさせるための最適の地であり、また大地震が科学的に予測されている折、全府中市民の避難場所として最適の地であります。斉場をもって発想の貧困と申しますのはこの点であります。そもそも基地となっている所は、日本国中、本来超一級の価値ある場所であります。したがって、その跡地利用というものは、先にも述べましたように例外なく文化施設か公園であり、市民、地元民の期待にそう熱っぽいものであります。斉場を設けて熱っぽくなれというわけにはゆかないものです。もし府中市が基地の跡地を、こうした利用の仕方しか出来ないとなれば、恐らく府中の三馬鹿に一馬鹿を加えて四馬鹿といわれるに留まらず将来とも、基地跡地には斉場を、という府中方式だけは採りたくないという悪例の引合いに出されるのが落ちであります。

色々申し上げましたが、私共地元住民としましては、いずれも最悪の場合を想定して申し上げました。私共は基地返還について府中市役所・府中市議会の先生方が大変なご努力をされたことは十分に承知し評価している者であり、現在もその認識は変わっておりません。したがって、この斎場設置計画の問題がこじれ、あるいは長引きまして、他のある基地の例のとおり、跡地利用をめぐる地元民の問題から離れ、学生・労働組合といった第三者が介入し、組織的政
治斗争の道具にならないよう、市議会も私共も互いに戒めあって最善の道を見出したいと思えます。

以上、ご賢察下さいまして、地元の私共は斎場設置断固反対の意思で結束していることをお伝えし、その善処方をお願いする次第であります。

〔資料7〕 府中市議会にみる斎場の中間報告と質疑

(イ) 基地対策特別委員会委員長の中間報告

鶴巻英次委員長（中略）水源予定地を公園の中に取り込んでいたが、都市計画法では公園専有の物件として認められず、この部分は都市計画決定からはずさなくてはならない。自衛隊暫定使用区域の中に水源を移すことについても厳しい規制があつて、むずかしい問題がある。市民斎場は将来の都市整備用地の関連を考えると、この位置は余り好ましくない。小中学校を横長にすることによって、残る土地を公園とすることについては使いにくいもので、配慮してもらえないか等の問題点が出されたことから、連絡協議会に、公園が不整形なので、高校を北側に、水源を市民斎場に取り込むかっこうに、社会教育センターを小学校の東側に、その跡を公園にはどうかとの話があつた。その後、質疑に対し、市民斎場は市の総合計画の中に位置づけられており、議会でも検討されているとの認識を持つており、都としても将来の対応を考えると適当ではないかと考ふる（府中市議会会議録（一号―五号）四四頁、昭和五六年三月一〇日報告）

(注) これでみるごとく委員長自身、斎場の位置は余り好ましくないとの報告をみる。さらに同じ日の午後的一般質問で吉野正二議員は、昭和四八年三月九日の第一回定例会で吉田良作議員が市営斎場についての質疑をした際には、斎場は告別式・葬祭場を内容とした意味と説明を受け、その所管は第一分科会で検討されたものであると述べ、昨日の基地対策特別委員長配布のプリントにある跡地利用計画中に「昭和五〇年―二月二日、都は府中市に府中基地跡地利用計画にかかわる首都整備局素案を提示してきた。こういうふうを書いてありますが、都の首都整備局が市に示してきた中に、すでに斎場というのがあつたのかどうか、この点をお尋ねしておきたい」という質疑をなしている。これに対する市の具体的回答はみられず、さらに同議員は次のような質疑をなしている。

(ロ) 右(イ)の中間報告の同日午後的一般質疑

吉野正二議員（中略）当市の当計画においては目下市民斎場、どういう性格づけをして受けとめて取り組

んでいるのかという、どうもわからないけれども、斎場だというのは雲をつかむようなあれですが、意思統一がなされていなければならぬはずでしょう。都市施設をバリッとつくろうということだから、そういうことであるならば、ちよつとおかしいと思いますので、もう一度この点明確にしてもらいたい。各人各様な個人的な見解では困りますな。市がバリッとした機関で決定してさきへ持っていくはずでございますから。あの新聞報道によれば、きのうもちよつと話がありました。追って関係の方々と相談して推進するんだということになつておりますが、それは手続上の問題であつて、少なくとも担当の責務を持っている人は、ある程度明確にビジョンというか、アイデアというかなくちやならぬだろつと思ひますので、その辺ある程度わかっているならば、庁内でいろいろと話し合いをして、その斎場についてはビジョンが、建物の大きさとかまではいかなないにしても、少なくとも中身のあらましについては意思統一がなされていのではないかと思はれるのですが、その点もう一度重ねて承りたいと思ひます。」

(ハ) 市長（吉野和男君）答弁 「第一点の東京都の素案に斎場が入っていたかどうかということなんですが、私は入つていなかったというように記憶をいたしております。その当時は東京都は都営住宅をあそこに数千戸つくりたいというのが主な案で、府中市としてはそれに対して別な案があり、いろいろ都と市の案の相違がありましてなかなか合意に達しなかつたという期間が大変長かつたわけです。したがつてそういうところまで入つておりませんでしたので、なかつたというように記憶しております。」（中略）「先ほども申し上げましたように、総合計画の審議の中でも深められておらない。そして斎場計画がただ計画に記載されている。その府中基地跡地の利用におきまして、それぞれの施設内容は全く深めておらないわけです。基地の跡地利用をどうするかということで、それを国から払い下げてもらうためには、東京都と府中市の地元の合意が必要なんだ。その合意を求めることが先決であつて、その合意がいままで長い期間かけてきた過程の中でなかなか得られなかつたということでございます。したがつて、その中に入る施設のすべてについて、斎場も含めて、あるい

は公園も含めていろいろありますけれども、その内容は全く審議されていないわけです。」(中略)「したがって斎場についても、これからの検討課題でございますので、市民参加もいたただく中で、また議会におきましても十分審議をいただきたいし、私どももその際にはいろいろ資料等も取りそろえ、そしてまた計画を進めるための努力をしてまいりたいというように思っておりますところでございます。以上です。」(前掲府中市議会会議録一〇四頁・一〇五頁、昭和五六年三月一〇日)

(二) 基地対策特別委員会委員長の中間報告

鶴巻英次委員長(中略)本委員会は、先ほど報告した請願について審査した後、基地対策について審査しました。冒頭、三月二〇日ごろをメドに、都と市の間で異論がなければ、連絡協議会の計画案として国に提出することについては、今定例会初日の本会議で報告し、了承を得ておりますが、三月二五日ごろ、東京都の首脳部会議があり、それまでに原案を送ってほしいとの要望があったので、三月一七日、跡地利用説明会で配布した協議会原案を東京都に提出することを、全員異議なく了承しました。」(中略)「自治会長に対する説明会では、ここで東京都との合意案をつくり、国に提出しないと、第三中学校のプレハブ解消のための土地が利用できないこと、また、斎場については、今後の重要課題として、意見を伺う機会を持つことこの大方の理解を得られたと思っている。」(前掲府中市議会会議録二三三頁・二三三頁、昭和五六年三月二七日)

(注) この通り、東京都が示した素案も、斎場の性格、中味についても不透明・不明確なまま、東京都より期限をきられた都合上、二〇日までに自治会長から異議がない場合は原案として認めることとしたことは、市長の次の答弁で明らかである。

(ホ) 市議会定例会の質疑と市長の答弁

市長(吉野和男君)「自治会長からは特にその後意見を聞いておりません。ただ、はがきが四、五通あるいは五、六通ですか、私の手元に来ております。以上でございます。」

二九番(矢部純一君)質疑「いいんだ、それは。ただ自治会長の方に向かって二〇日までに異議がなければ、そのままこれは原案として認める、こういう話だった。そこで、それでは賛成の意見があったかというところ、自治会長の方からきておられない。委員会じゃ後に残りませんから、本会議で聞いているわけです。その後四、五通か五、六通市長あてにきている。それは賛成がきているのか、反対がきているのかということです。そこを知りたい。賛成が何通、反対が何通きているかということです。それだけひとつお知らせ願いたいと思います」。

市長(吉野和男君)答弁「自治会長から特に意見がありません。というのは賛成、反対、両方の意見がないということでございます。四、五通きているというのは自治会長ではございませんで、一般の市民の方だろうと思いますが、それは火葬場反対というはがきが五、六通だと思えますが、きております」。(前掲府中市議会会議録三四頁、昭和五六年三月二七日)

(注) 結局、町内会長・自治会長に説明し、もし異議があれば申し出るよう連絡したが一人もいない。反対派の一般市民から四、五通の葉書が市長のもとにただけであったというのである。

(三) 町内会長行政という旧弊の悲劇

これで見ると、本問題はいかに市民・周辺住民に情報が提供されず、行政主導・行政事務レベルで原案が一方的に固められたかを知るものである。とくに企画として示される「斎場」という意味・中味について周辺住民の不安・疑心暗鬼は拡がるばかりであった。本来、「斎場」という意味は史的沿革からいって仏教用語でなく、古神道でいう禊みそぎの場のりまという意味であり、神武の祝詞のりとでは斎場は「いわいのにわ」と呼んでおり、諸辞書においても、例えば「祭を行う清浄な場所、葬儀を行う場所」(広辞苑)と注釈されている。このため「斎場」は世間的に広く葬儀の場所と現代的に理解して受けとられ、事実、市も資料8のように説明している。すなわち

〔資料 8〕 市が求める葬儀の場としての斎場構想

府中市は、昭和二九年市制施行以来、人口も当時の約四倍、二〇万人余と急増しているが、下表にみるように持ち家と借家、あるいはアパート等との比率は五割以下と持ち家の方が少なくなっており、また、人口の増加とともに年間の死亡者数も増えている。そして団地、都営住宅、市営住宅、あるいはアパート等の狭あいな住宅に居住する市民の中には葬儀を自宅で行うことすら困難と認められるものが、今後さら増加すると思われる、墓地をもつことができない世帯も増えることが予測される。そこで、葬儀（告別式、通夜及び法事）の行える場と納骨堂を併せ持つ市民斎場の要求は今後も強くなるものと予想される。このため、昭和五〇年八月に策定した「平和の森構想」に基づき、米軍府中基地跡地に、府中市が単独でつくる施設として、市民斎場の内容は、米軍府中基地跡地周辺の方々も参加する市民参加によって検討することになる（府中市「基地跡地利用——その経緯と現状——」二八頁所掲・昭和六三年度冊子）

との資料を示し、斎場が葬儀の場を予定しているものである趣旨を説明している。しかし、説明はそうではあるが、市は火葬場と組み合わせて計画しているとの噂は高く、斎場の提案は市役所内の地方労働委員会の意見に立つものであるとか、新興宗教団体が集会場・納骨堂を求めてのことであるとか、『行政と住民をめぐる諸問題事例』（学陽書房）の著で、自治体職員が日々直面する住民との間のさまざまな問題に対し、どう受け止め、いかに対処したらよいかという行政側の住民対策のノー・ハウを記す成蹊大学教授佐藤竺^{あし}氏の助言に基づくものであるとか、さまざまな情報が伝わり、問題は益々疑念と不安を交錯させてゆくものであった。

また、もう一つの驚きといえるものに、昭和五六年三月一七日、市が町会長・自治会長を、ただ一度だけ集め協議会原案の説明会を開き、何の意見も反対もなく了承をとったという事実である。そうして、そのまま市案、都案となり、同年五月一九日国の処分方針案（返還国有地の処理の大綱と呼ばれる）として示されるに至るのである。ここで思うに、そもそも町内会・自治会というものは「権利能力なき社団」であって、何らかの折に住民の

過去10年間の人口
の推移と死亡者

年	人口	死亡者
52	181,055	706
53	183,107	734
54	183,157	690
55	186,025	781
56	186,592	777
57	188,622	809
58	190,026	806
59	192,412	812
60	195,412	799
61	197,777	860

人口は住民基本台帳による。

住宅等に関する調べ

(昭和60年国勢調査)

種目 区別	世帯数	世帯人員	1世帯あたり の人員	1世帯あたり の室数	1室あたり の人員	1世帯あたり の畳数	1人あたり の畳数
住居に住む 一般世帯	66,465	190,436	2.87	3.67	0.78	22.3	7.8
持ち家	30,294	106,764	3.52	5.15	0.68	32.6	9.3
公営住宅	4,911	14,541	2.96	3.27	0.91	17.2	5.8
民営借家	25,606	52,758	2.06	2.16	0.96	12.0	5.8
給与住宅	4,796	14,817	3.09	3.18	0.97	18.5	6.0
間借り	858	1,556	1.81	1.77	1.03	10.6	5.9
その他の 一般世帯	6,378	6,556	1.03	—	—	—	—

意見を吸いあげる便法としてモニターの役割はもつもの、なら行政決定権・意思の代理権をもつものではない。周辺住民の意見を聞くこともなく、市民討論会・公聴会も行なわれず、町内会長を集めた説明会を済ませ、またたくまに市案・都案と変容させたところに、住民不在・行政独走の悲劇として、やがて本問題をこじれた問題へと発展させてゆくのである。

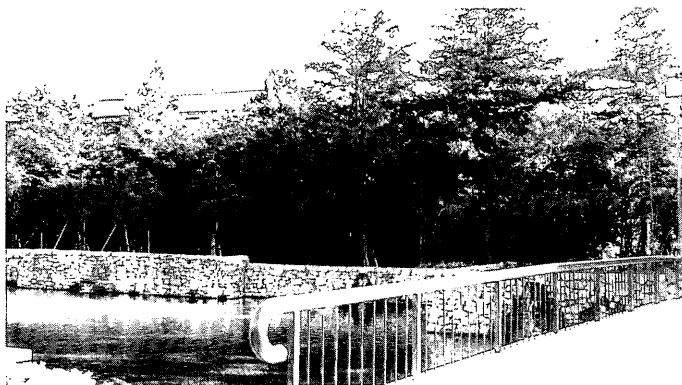
町内会制度を回顧すれば、多くの地方自治の著書や研究文献から五期に分けられ特色をもつようである。私なりに整理すれば、

第一期は明治維新から明治二三年（一八九〇）市町村と郡制度が発足するまでの期で、その地方のかつての代々庄屋・大地主・神主・名望家・学校長・警察署長などが、廃仏毀釈後の町村を神社中心に団結を高めていったと説明できよう。祭を中心とした村づくり・町づくりである。徳川幕藩体制という二重支配構造ながら地方分権体制（藩政）にあったものを、明治新政府が中央集権国家体制として打ち出し、このような神社中心主義・祭りを中心とした結合の町づくり・村づくりを、望ましい、好ましい地方自治体として成長を促していった。

第二期は明治二四（一八九二）から昭和一五年（一九四〇）で、部落有林の整理統合、小祀をまとめたの大神社への合祀、町村合併による町村制の強化、都市化という人口流動事務の増大から町内会規約の統一と届出制まで進められた時期である。

第三期は昭和一六年（一九四一）から昭和二二年（一九四六）の戦時体制および敗戦後の混乱期に及ぶ時期で、内務省が国策遂行のため、大政翼賛体制として「部落会町内会等整備要領」（訓令第一七号）を發し、町内会が配給・国債の消化・貴金属の供出献納・出征軍人の見送り・遺族の世話に及ぶ仕事を受け持つのである。

第四期は昭和二三（一九四七）から対米講和条約締結の昭和二六年（一九五一）までの短い時期であるが、連合国総司令部（GHQ）では町内会を旧警察国家・軍国主義組織の遺物であり、憲法および地方自治の趣旨に反するとし、「町内会部落会又はその連合会に関する解散・就職禁止その他の制限に関する件」（昭和三年政令第一五



公園管理事務所側からみた火葬場予定地



公園中央噴水側からみた火葬場予定地、旧米軍の兵舎がそのまま遺されている



芸術劇場側からみた火葬場予定地、前方は同じく旧米軍兵舎



公園遊歩道に最も接近した旧米軍兵舎の残骸、火葬場の中心部分



同じく公園遊歩道に近い放置された旧米軍兵舎。多くの落書をみる

号)を憲法・地方自治法施行日に合わせ公布している。しかし実質は裏腹に行政と町内会は戦後の復興、援助物資の割当て、選挙母体などでいっそうの癒着がなされている。

第五期は昭和二七年(一九五二)から昭和四四年(一九六九)までで、GHQの政令失効と不馴れた地方自治法推進下で町内会を行政の末端的機能として利用しようと積極的にそれが行なわれた時期に該る。府中市はこの期の昭和二九年(一九五四)四月一日、府中町・多磨村・西府村の一町二村が前年九月の町村合併促進法に依り市として誕生をみるのである。

昭和四八年(一九七三)六月一八日、市議会に基地対策特別委員会が設置されたのは市制施行より一九年目にあたるが、府中市は町村時代の町内会・部落会時代の意識が、これほどの時間を経過しても残念ながら解消していないことが、その後の斎場問題にも明白となつてゆく。竹馬の友や旧村民時代からの地盤をもつ市議会議員が多くの議席を占め、多磨地区でも最右翼の保守の地盤といわれるゆえんであり、一日限りの町内会長への説明会で市案ができるなど、馴れ合いの「マーマー市政」「ニコポン市政」「ニコニコと笑顔をつくり、市民の背中をポンポンと叩いて歩くご機嫌取り市政」が平然と何の疑問もなくなされるわけである。私のような新市民は陰で何と「来たり者」と呼ばれていると聞くのであるが、本問題解決の前提は、市の古い体質・意識の改革がない限りなし得ないという判断に至るのは、そこを知り実感することによつてである。府中市での地方自治・民主化は、まだまだこれから、イロハのイから始めねばならぬことを痛感するのである。

余談ながら、このほど池田理代子の『聖徳太子』という歴史漫画をふとしたことから読んだものであるが、五木寛之がその推薦の帯に「『大和の闇は暗い』とはよく言われる。それは物理的な意味ではなく、ドロドロとした政権争奪の古い歴史の暗部を指すものである」という、謎深い意味の言葉を記しているが、私はハッと「武蔵国府中の町の闇は暗い」「武蔵国府中の町の闇は今なお暗い」と思わず口ずさんだものである。他市町村はいざ知らず、古い町というものは、人も意識もこれほど変化をみないものであろうか。

第二章 反対運動の開始と原案の凍結

(一) 血の滲む反対運動の明け暮れと請願署名

周辺住民の反対署名運動は天神町を中核として、浅間町婦人会も加わり、はじめられているが、何度も会合を重ねたうえ、昭和五年八月からピラ配布と共に本格的な署名とりが行なわれてゆくのである。それは勤めに出ている男子より年配の主婦や若い奥さん方が中心で、子供の手を引き、あるいは赤ん坊を背負って公園や駅頭で、団地の階段を昇り降りし、町から町へと署名をとりに歩いている。それは府中市の四谷・北山・是政・白糸台・武蔵野台といった端々の地域にまで及んでいる。しかし市民のほとんどは市からの情報提供を受けておらず、斎場問題については全くといってよいほど知らない実情にあり、署名をもらうにしても、その経過説明や事情説明に長い時間を要し、一人の署名をいただくにも容易なものではなかった。秋雨の季節からやがて木枯しのなか、手もかじかみ、夜遅く帰ってくる日も一再ではない毎日がつづいている。時には過労で床につき主婦もあれば、パートを休んでまで進んでやってくださる人もめずらしいものではなかった。私も生れて初めてのピラ配りをして歩いたが、受取ってもらえぬ場合もあれば、うさんくさく遠回りに避けて通り抜ける人も多く、草の根を分けた市民運動というもののおぼつかなさ、難かしさを身に泌みて知る体験となった。その配布のピラの文面はつぎのようなものであった。

〔資料9〕 配布ピラ例一（後掲）

〔資様10〕 配布ピラ例二（後掲）

この年の暮れの十二月十七日、天神町・浅間町・若松町の基地周辺の町の代表八名は、吉野正一市議（民社党）・矢部純一市議（無所属）とともに都庁を訪れ、建設反対の陳情書を提出した。それは①斎場設置は地元民にその必要性が全くないし、既にある私営の火葬設備で十分足りている。②斎場等の土地無償貸付けまたは譲渡は、火葬場プラスごみ・し尿施設を抱き合わせにされ、都政の最も不都合な部分のしわ寄せである。③地元住民に説明する前に、数人の議員が豊橋市（愛知県）など数ヶ所に出かけて火葬場を見学、研究を深めているのは地元住民の感情を逆なでするもの。④火葬場と小中高校が同一区域内に接近して建設されるのは教育環境に悪影響をもたらすことを理由とするものであった。（昭和五五年二月一八日読売新聞報道記事要約）

〔資料11〕 東京都への府中基地跡地の市立葬斎場建設反対陳情書（後掲）

（二）市の請願取下げ要請の矛盾と波瀾

こうした動きのなか、苦心の署名は最終的に二万五、〇〇〇人集まり、市に提出受理された。この重みのある署名を踏まえ、前回からの継続審査となっている、①昭和五五年請願第一九号「府中基地跡地葬祭場建設に反対する請願」、②昭和五五年請願第二〇号「基地跡地に市立葬祭場建設に反対する請願」の一括審査がなされたのであるが、意外にもつぎのような取扱いの経過をみることになるのである。

市民の皆さん

火葬場問題の真相と底流を知ろう！

——府中基地跡地(旧燃料廠)周辺住民の反対を素通りして、何が白紙か——

★ご承知のとおり、十月一日の「広報ふちゅう」で火葬場問題は白紙という記事が掲げられました。この記事には「東京都との連絡協議会や市議会でもご賛同いただき、自治会長さんにも説明しています」と、すでに市議会、都との合意済み、明らかにしながら「市民火葬場の規模や内容をどのようにするかは、あくまで府中市が単独で決めればよいものです」と、全く相反し、分裂した説明がなされています。都と合議、国がその条件通り払下げを認めてのち、府中市が自由に決議変更出来るということですが、国有財産の払下げ手続きは、そんな偽慢的なものでないことは、子供でも知っております。

★そもそも、火葬場は国より全面返還がなされることを想定し、市の計画として顔を出しました。しかし、三分割有償払下げという条件の変更により、この時点で火葬場は消去されるべきプランでありました。それが、多くの文化施設の設置案を排除し、二万名に達しようとする市民の反対署名を無視してまで、市当局は火葬場の計画を止めようとはしません。この異なる市政を市民はどのように分析していきましょうか。「特定の団体なるがゆえに、票の力で火葬場を発売し、市を誤った方向にもっていくこうとしている、困ったものである」という声もあれば、市が火葬場をこれほどまでに固執するのは、白紙どころか黒紙に塗り込められた密約や疑獄の火種があるのではないか、この問題を知れば知るほど疑問を生じてくるのを、市当局はどのように認識しているのでしょうか。

★八月三十日、私共が市民各戸にお配りしたピラを見て、府中市職員は大蔵省に出向きました。九月二十二日の基地対策委員会の席

施設、博物館、子供科学館、音楽堂など、明るい施設、それに本当に必要な市立の総合病院などができるように、火葬場、火葬場を撤回させて用途変更の運動を達成するまで粘り強く市と交渉しましょう。

市政対談にみる皆木辰雄議員の「善良な市民」とは

市当局の企画する施策に対し、それが何であつてもハイハイと頭を下げ、賛成し、何のためらいもなく同意するのが善良な市民で、打出された企画に対し、市民の立場で何か不備はないか、不合理はないか、将来を見通して果してそれで良いかを冷静に考えながら検討し、忠告や反省を促す事が、又その者が、逆臣か反市民かの如く反感を言葉や活字に表わし、高い位置から非難し、押しつけるごとき態度は、人権や平等の人格を全く無視したあまりにも思い上がった支差であります。自分達が考えている事のみが正しいと思つていたら、それこそ大きな間違ひであります。第一我々が何の利もない苦勞と消費の運動を進めている意味が全く判つていないのであります。少なくとも府中市に住む人間として、市政に行政の在り方に将来を誤るような事の無いようするがためであります。「悪盛る時は天に勝つ」と云う言葉がある。でもそれは何れも後には悲惨な結果になる。太平洋戦争も自惚れの強い当局が、どんな意見も忠告も受付なかつた結果なりと。因に逆

上、傍聴する私共の面前で「やっぱり斎場は、火葬場を含むものでした」と、市企画調整部の担当の方が答えました。府中市は自から斎場を発案し、斎場と云い続けながら、斎場は火葬場を含むという定義も知らぬまま事務を執り、都や国に対していたとすれば、いかに不勉強で職務をおろそかにしているかを見せつけられました。

★ さらに、さきに掲げた広報では「仮りにつくるとしても、府中市が市民のためにつくるもので必要以上の規模にする必要はありません」と、衣の下に體をチラつかせる言葉がぬげぬげと記されています。三六〇〇坪の敷地は建物の他に自動車一〇〇〇台駐車できる大きさです。この広報が出された同じ日に、東京都は、環境基準についての条例を出し、煙害規制の強化に踏みかっています。府中市はこれに逆行、多摩霊園の火葬場、犬猫霊園の煙に満足せず、なぜ斎場に力が入り、つくりたがるのか、無煙無臭なら良いなどというものではなく、眼に見えないガスの方が恐ろしい害毒を含むものであり、多量の重油や遺体に含まれる硫黄などが化学変化を起し、空に舞い地に降り、やがていやな死臭が漂う死の町となるのです。またとなない広い基地跡地中央部にこんなガスの出る建造物を設けることは有害無益であり、環境の破壊です。すでに中学校も建設中でありこのような環境の中での教育は、将来ある子供達に、どのような悪影響を及ぼすか、考えてみて下さい。

★ 火葬場を含む斎場の私下げ手続きは、府中市から出ている地元案通り国案も確定しており、年内に国有財産中央審議会・国有財産関東地方審議会を経て私下げ申請を待つのみの大詰めに至りました。私共市民はこの重大な事態を充分に認識し、広大な公園、スポーツ

昭和五十六年十一月五日

府中基地跡地火葬場設置反対周辺町会緊急連絡協議会 府中基地跡地火葬場反対市民連合

臣として投獄された吉田茂氏が、今もお正しかった忠臣であったのです。保守色の強い府中市に民主政治の如何に難かしかをつくづくと思いががります。入植市民は今後の在り方を余程真剣に考えねばならないと思います。

広報「ふちゅう」の斎場白紙説明は誤りノ

△地元案▽ 昭和五十六年三月二五日地元利用計画案を都案として大蔵省に提出済みです。市長さん、市議会の先生方は、いつも全てが府中市のみでなされているように書かれ云われておりますが、都案として合議提出済み请注意して下さい。

△斎場と葬祭場▽ 市は大蔵省に市民斎場という字を使って地元案を出しております。最近の市および市議会の方々の出されてくる広報・議会報を読みますと「葬祭場」と書かれています。斎場とは火葬場+納骨堂+葬儀場と一般的に理解されています(大蔵省も同様に理解)。市は大蔵省には斎場と書き市民には葬祭場と書き、二本立てで事を運んでいます。

△白紙の意味▽ 広報ふちゅうに「市民斎場の内容は市民参加で検討」と書かれています。これを読みますと、「斎場は作るが中味・内容は市民参加で」と当然意解釈されます。これでは一般市民の方々は斎場を作るか作らないか未だ白紙であるという誤解を広報で与えていることとなります。府中市は都とすでに合意して斎場は建てるが中味は市民と相談して決めるという既定事実・大前提を白紙という偽慢の言葉でごまかしているわけです。

市民の皆さん

府中基地跡地に火葬場ができます！

—建設中の中学校に隣接して—

皆さん。府中市が返還予定の府中基地中央部に設けようとしています斎場は、八月二十二日所管の大蔵省理財局に出向き聞きだしましたところ、斎場には火葬場が含まれていることが判明しました。★現在工事が進められています市立浅間中学校（仮称）、小学校は、これに近接した火葬場入口の部分にあたります。この学校へは基地跡周辺はもとより、競馬場・大國魂神社近辺の子弟も通学する学区にあたります。火葬場に近接した小中学校は全国どこにもありません。教育環境の破壊であり、父兄として認めることはできません。

★府中市では斎場は無償と云い続けてきましたが、一・二ヘクタール（約三六〇〇坪）の敷地内の無償払下げは焼くための処理施設のみです。残りは時価で、市民の血税から買い取るものです。火葬場は府中にはすでに多摩墓地東側にあり、市民から火葬場設置の要望も出ておりません。府中市の人口約十九万人中死亡は一日平均二人です。このような実情でありますのに市は残された唯一の広域地帯を東京都心はもとより三多摩全域の遺体処理場として一手に引き受ける規模のものにしようとしているのであります。

★市民の皆さん。府中基地跡地の利用如何により府中の将来はきまります。府中基地跡地には皆さん共々、永年待ち望んできたのは広大な公園・スポーツ施設・博物館・美術館・音楽堂など明るい施設、それに本来に必要な市立の総合病院などではないでしょうか。それが奇怪にもよりもよって火葬場をその中央部に設け、一万六千人以上の反対署名を無視し、利害ある地元民との公聴会での討議をするという地方自治のルールをも無視してまで、払下げを強行しようとしております。いま市民を愚弄した秘密主義の吉野市政が明らかになりました。とにかく全市民が火葬場設置反対運動に決起しましょう！

昭和五十六年八月三十日

府中基地跡地火葬場設置反対

周辺町会緊急連合協議会

昭和五十五年十二月

日

東京都府中市天神町二丁目北町会

会長 鹿島吉男

副会長 仲文正

東京都知事

他 住民一同

鈴木俊一殿

府中基地跡地の市立葬斎場建設反対陳情書

府中市の中心地域であります基地跡地に市立葬斎場を設ける計画についての反対意見は、十一月二十八日請願書で府中市議会議長に提出済みであります。十二月十三日府中市議会基地対策特別委員会（委員長鶴巻英次議員・委員一人）において、即時撤回の希望が容れられず継続審査となりました。と同時に、私共住民は当日の委員会傍聴において、はじめて斎場の位置を示す図面が公表され、葬斎場は基地の西側の小金井街道寄りに予定されていることを明確に知ることが出来ました。この図面は東京都と協議中の未確定原案ではあります。協議という事務レベルでの原案確定は、とりもなおさず、そのまま実施の可能性が極めて高いものであるとの心証・危惧のもとに、これはもはや府中市のみでなく、協議の相手方である東京都にも早急な反対の陳情をなす必要があるとの判断に到達いたしました。ここに左の反対理由を掲げ陳情申し上げる次第です。

その第一は、葬斎場設置についての必要性が地元住民に全たく無いという点であります。葬斎場といえは火葬設備は当然に付随すること、いずれの地でも常識として理解されているものであり、事実、本年八月一日の府中市広報にも、用途別返環財産処分条件一覧の用途②の項に火葬場と明記せられております。調査しましたところ、私宮とはいえ府中での火葬設備は十四箇所あり、能力的にも現在充分これで用を足しており、いまだかつて府中市発足以来、府中市民の中から火葬設備を新設拡充せよという要望は何等無いのでありまして、また将来、多少の死亡人口に増加があり、あるいは設備の老朽化があっても、その場所において一層の近代設備を整えるよう予算的にも市が助成し、増築で用を足し得るものであります。このように、市民の声もなく、必要性もない葬斎場設置問題が、突如、私共の代表として御送りしてあります市議会で計画され東京都と協議されているということは、一体どのような理由があるのか、その必要性を明らかにしてほしいと考えるわけであります。

その第二は、東京都という広域行政から検討した場合、特殊施設の府中基地跡地への集中・偏在という、計画への疑念と不満であります。前掲の用途別返環財産処分条件一覧には、それぞれの用途として

- 1 児童・生徒急増地域の小・中学校・盲・ろう・養護学校
- 2 上記以外の小・中学校・高等学校
- 3 火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、道路、公共下水道、流域下水道
- 4 信号機、道路標識、派出所、公衆便所、水道施設
- 5 救護施設、授産施設、助産施設、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、更生保護施設

6 医療施設、保健所、大学、高専、幼稚園、公民館、図書館、博物館、職業訓練校、賃貸住宅施設、廃棄物処理施設、体育館、プール、運動場

7 公園・緑地

とあり、気の毒な方々への配慮を十分に示すものとしても、余りに特殊な施設、既存施設、重複施設が利用計画の大半で、重点を占めているということであります。加えて、前掲広報に併列して示す旧関東村住宅地区跡地および調布飛行場については「府中、三鷹、調布の三市にまたがるため、三市の市長、議長で構成する調布基地対策連絡協議会（六省協議会）を設置し、東京都と共に、跡地利用計画を検討しています。現在まで、小・中・高等学校、養護学校、総合病院、公園、緑地、飛行場、下水処理施設等が候補地としてあがっています」ということでもあります。また近在の立川基地跡地については博物館とか学校・病院・公園など、極めて文化的で雄大な構想が盛り込まれています。

これらを公正に対比してみますと、府中基地跡地利用は極端なほど特殊な施設が集中・偏在、その規模と交通の便から三多摩中央部の火葬・ごみ処理・し尿処理を一手に引受けさせる計画であると事実上判断できるものであります。さらに、この三施設は、三分割有償払下げ方式の枠外として、無償貸与又は譲与という払下合意条件で、その受領意思を表示すれば最も簡単に決定できる条件を提示し揃えているものであります。このようにみますと、斉場等の無償貸与又は譲与は、火葬場プラスごみ・し尿を抱き合せ、単に国から無償で土地をもらうとも与えられるともいえる、押しつけの方便にしかすぎません。裏がえしていえば、事実上、東京都政の最も不都合な部分のしわ寄せを府中基地跡地周辺に纏めて押しつけていると云えるものではないでしょうか。どのように公正に考えましても、そこには何か将来、特別な予算上の、あるいは行政提携上の、密約的・取引的見返り措置が伏せられ、介在しているような疑念を

急速に地元住民に深め抱かせつつあります。したがって、この機会に、東京都は基地跡地を含めた、この天神町・浅間町一帯を、都政および都市計画上の立地として、どのように、どの程度に評価しているのか、地元住民に文書でご説明願いたいと思います。

第三には、したがって地元住民の考えや対話・感情を素通りした行政の上すべり、独走の指摘であります。聞くところによりますと、府中市ではすでに何人かの議員が県外の豊橋など数ヶ所に出張し、色々な斎場・火葬設備を見学、研究を深めている出であり、設けるとしたならば、煙突もなく臭いもしないものを設けることが出来るという調査結果も得られている出であります。私共住民は煙突が見えないとか臭いがないという研究成果を伺うことよりも、そこまで具体的に研究していた問題を、なぜ地元民に先づはからなかったかという疑問であります。最も厳しく求めたいのは、市営基地とか市営斎場とか、あるいは原子力発電所とか、そうした特殊な公共物の設置を企画するには、その計画の段階で、まず何よりも利害が直接で密着した地元住民に、説明と理解と賛否を問うという姿勢と順序がなければならぬものであります。それが民主主義のルールであり、地方自治の常識であります。このたび、にわかにかうした反対運動が起ったということは、地元住民に何等明確にそのプランもコメントも示されていなかったことを物語るものであり、先走った火葬場見学の議員出張など、地元民の心情を逆なでした住民無視の暴挙であったと認識しております。市営墓地や市営斎場・火葬場の設置という類いのものは、地元民の利害・感情が直接的でありいったん設ければ永久に設備の変更が許されない重大な問題であります。こうした意味で、本件は市議会の、ある時点での形式的多数で決議が許されるべき性質のものではないのであります。ここに府中市全市民の理解を求める公聴会を申し入れたのであります。東京都にもこの点について同列のご理解と対応を求めたいわけであります。

第四としましては、もし斎場を設けるとしますと、土地はタダとしましても数億円の建設費が当然見込まれるわけであります。その維持費もわれわれ市民税の中から出さねばならないのであります。火葬設備はすでに十四缶で足りています現状でありますのに、このような巨額を投入した斎場設置は、市民のために良かれと発案されたものではないと断言できるものでありまして、将来とも、恐らくそれぞれの家庭から何十年に一度の葬儀を出す慣習というものには変らないと考えます。したがって本件は、まことに無意味な増税と税金のムダ使いにしか結びつかない問題であります。郡民税も同様に無縁なことではないのでありまして、そういう施設を建設してまで増税する必要はないのであります。

第五には、この計画には余りにも異和感があり、発想と計画内容が貧困であることを申したいと思います。もし計画どおり実現した場合、霊柩車・ゴミ処理運搬車・し尿運搬車が交錯往来する等々で車公害が増加することは勿論、市立火葬場と小・中学校・高等学校が同一区域内に接近して混在するという、全国どこにも見られない異例な街並みが出されるのであります。無邪気にもこれから伸び伸びと成長しようとする子供達の傍に、人生の終着駅であるこうした設備があり、喪服で涙をこらえている姿や霊柩車の列が頻繁に出入りする情景を登校・下校のたびごとに、その眼に触れさすことが日常でありますならば、それは教育環境の破壊であり、阻害である以外の何物でもありません。この基地跡地の返還は戦后三十有余年、地元住民の祈りに値いする念願そのものであります。したがって、この地はやはり、得がたい緑地公園として、府中の老若男女が、それは幼ない子供の眼からも、なぜこんなに広い土地があるのに、この柵の中に入れないのだろう。こうした所で思い切り野球やテニス等を見てみたいという純心な願いを遂げさせてやるべきであります。この地はそれに最適の地であり、また大地震が科学的に予測されている折、全

府中市民の避難場所として最適の地であります。斉場設置をもって発想の貧困と申したいのはこの点であります。

そもそも基地となっている所は、日本國中、本来超一級の価値ある場所であります。したがって、その跡地利用というものは例外なく文化施設か公園であり、全市民・地元民のかねてからの期待に添う熱っぽいものであります。斉場を設けて熱っぽくなれと云うわけにはゆかないものであります。もし府中基地の跡地を都や府中市がこのような利用の仕方しか出来ないとするならば、末長く「基地跡地には斉場を」という、こうした府中方式あるいは東京都・府中折衷方式だけは採りたくないという悪例の引合いに出されるのが落ちでありましょう。

色々と申し上げましたが、私共地元住民としては、いずれも最悪の場合を想定して申し上げました。私共は府中基地返還について東京都・府中市役所・府中市議会の先生方が大変なご努力をされたことは十分に承知し評価しておりますし、現在もその認識は変わっておりません。したがって、この斉場設置計画の問題がこじれ、あるいは長引きまして、他のある基地の例のとおり、跡地利用をめぐる地元住民の問題から離れ、学生・労働組合といった第三者が介入し、組織的政治斗争の道具にならないよう、東京都も府中市も私共も、互いに戒めあって最善の道を見出したいと思えます。

十二月十三日の府中市議会基地対策特別委員会開催直前の時点では、基地跡地に斉場設置反対の署名は、基地周辺を中心として実に六、七三八名にのぼり、なお続々と追加署名がなされている実情にあります。

このような緊迫した動向をご賢察下さいまして、地元の私共は斉場設置断固反対の意思で結束していますことをお伝えし、何卒東京都におかれましては府中市と協議され、このような無謀な計画をお取りやめ願いたく、善処方陳情致す次第であります。

〔資料12〕 市議会での請願取下げ了承

鶴巻英次基地対策特別委員長〔中略〕紹介議員から、その後の状況として二月一九日に市長と地元代表者との話し合いがなされたとのことで、その経過報告を聴取しました。

それによると、府中基地跡地の利用について、昭和五〇年に平和の森構想を立て、種々運動を展開してきた中で、昭和五五年一二月、計画の中の市民斎場について反対請願が提出された。そこで、いま進めている跡地利用について、格別反対のないものは今後精力的に執行し、斎場の取り扱いについては、今後、周辺関係者を含む市民の参加する協議会のようなものを設け、慎重に時間をかけて検討し、その結果に従って取り扱うことが、この時点で考えられる一番民主的な方法ではないか。したがって検討が行われ、結論が求められるまで払い下げ申請とか、予算措置はしないつもりであるとの発言をしたとのことであります。

さらに、紹介議員から、地元では取り下げて円満解決したい意思は十分あるようだが、白紙にした上で討議できないかとの発言に対し、平和の森構想についてもまとまる過程があり、それらの手続きを踏んできていく。これを進めていく上で期間的に急いで強行する要素はきわめて薄いと理解され、白紙に戻すべきか、内容を再検討すべきか、位置はどうか等、時間をかけ、民主的に十分検討する機会を設けるべきであるとの回答がありました。

ここで委員会を一たん休憩。再開後、紹介議員から、休憩中に代表者と検討した結果、二請願については取り下げることとした。ただ、取り下げ後、市長は代表者と会ってもらえるかとの発言に対し、日程を調整して都合のいい時に会うことはやぶさかでないとの回答がありました。

以上により、小委員会は一括二請願について取り下げを了承いたしました。」

議長（矢部純一君）三〇番。

三〇番（吉野正三君）「委員長にお伺いします。いまの経過報告は了解しているんですが、聞くところによる

と、齋場問題については現段階で白紙に戻したという話を委員長がなさったということ聞いたが、事実かどうか。」

二一番（鶴巻英次君）「そのとおりです。市長と議長と地元の人があつた。そのやりとりはいま報告したとおりですが、市長の報告を聞いて、私の見解としてはこのことで事実上白紙になつたのではないかということ委員会の上で発言をしております。」

議長（矢部純一君）お諮りいたします。両請願に対する委員長報告は取り下げ了承であります。両請願は委員長報告のとおりと決することに御異議ありませんか。」

（異議なし）と叫ぶ者あり（昭和五七年第一回定例会三月十四日、府中市議会会議録二二七頁、昭和五七年三月 日）

この急転直下の請願取下げについては、周辺の反対の中核である天神町内でも賛否両論が激しく論議され、二月九日の市長と反対住民代表と面談の際、市長より事前に当方の請願取下げを条件に齋場問題調査委員会（仮称）の設置提案もあつたが、住民代表としては「地元民との話し合いもなく、国および都と強行合意した文面を市民の公器である『広報ふちゅう』に全文公開することが全ての話し合いの前提である。三月一日号ないし三月一五日号に掲載を約束しない限り、市長の提案に応じられない。また議会でこの合意に賛成した議員の理由を同時に掲載すること」も申し入れるなどのやりとりがなされた。この間の事情についてはまた市長交渉に臨む直前の交渉列席者氏名などを記す小川正憲氏筆録の不完全な私文書、すなわち

市長対市民代表者・交渉列席者

天神町二丁目北町会々々長

小川正憲

緑町平和通り自治会長

鈴木 勇

天神町四丁目町会副会長

斉藤美恵子

緑町三丁目町会副会長

牧野提心

浅間町四丁目役員

加藤祝子

浅間町・国際基督教大学教授

藤田 忠

浅間町・婦人会長

藤田和子

若松町四丁目・早稻田大学教授

寺田利邦

日進町五丁目・工務店主

山崎喜彦

天神町二丁目北町会副会長

鹿島政子

天神町二丁目・法務省矯正研修所教官

重松一義

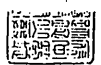
昭和五七年二月一七日

この日の交渉は結論しなかったが、解決の糸口になった(付記されたメモ書き)、
という毛筆の小川町会長のメモといえるものが現存している。また同じく請願取下げに対する条件という同じ
く毛筆の小川メモもつぎのごとく現存しているにすぎない。

〔資料13〕 請願取下げに対する条件(後掲)

ただ、これについても町会の合判はあっても市長との合判はなく、用意された文案あるいは事後のメモとみられる。日付も入っていない。またこの文面は私は見えないものである。市長との最後の折衝には私は取下げ反対の強硬な立場上出席していないが、町内会の山崎工務店二階での最後の協議でついに席を立ち、この取下げ反対につき、つぎの抗議文(資料14、後掲)を市長宛内容証明で送付、以後沈黙することとした。これはまさに断腸の思いの判断であった。

諸願取上に対する条料
 資料集に於けるは新に調査研究を
 課題に當り見込み將來設置案
 が開始し、些の企現の支考団体
 周辺に於て市民連合に對して
 第一に双方網信の協議する
 事々本長に確約するに於て
 昭和七年三月一日



代表者 小川白屋

有澤博士 議長 矢野 議一 殿
 府民連合 設置 及 對 中 氏 連 合

中長

D-14 BLC



利業 蓋(一)もが求	たる 節)3 種(一) 二 教 説 方 一 意 也
の(火) 蓋(一) 昨日 貴	の(火) 蓋(一) 昨日 貴
既に 蓋(一) 昨日 貴	既に 蓋(一) 昨日 貴
成 二 蓋(一) 昨日 貴	成 二 蓋(一) 昨日 貴
至 二 蓋(一) 昨日 貴	至 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴
路 二 蓋(一) 昨日 貴	路 二 蓋(一) 昨日 貴
上 二 蓋(一) 昨日 貴	上 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴
主 二 蓋(一) 昨日 貴	主 二 蓋(一) 昨日 貴
氏 二 蓋(一) 昨日 貴	氏 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴
世 二 蓋(一) 昨日 貴	世 二 蓋(一) 昨日 貴
規 二 蓋(一) 昨日 貴	規 二 蓋(一) 昨日 貴
主 二 蓋(一) 昨日 貴	主 二 蓋(一) 昨日 貴
氏 二 蓋(一) 昨日 貴	氏 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴
公 二 蓋(一) 昨日 貴	公 二 蓋(一) 昨日 貴
司 二 蓋(一) 昨日 貴	司 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴
公 二 蓋(一) 昨日 貴	公 二 蓋(一) 昨日 貴
之 二 蓋(一) 昨日 貴	之 二 蓋(一) 昨日 貴

内容証明書用紙

市民の皆さんへ

基地奇場設置反対請願取下げ経過報告

奇場反対請願につきまして、絶大なご支援ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。おかげさまで反対署名は二万名の多きに達し強力な市民運動の原動力になりました。

奇場設置の件に関しては、既に議決、決定をされていますが、五十年来に市民の中から強い反対運動が起き、又反対請願が議会に提出され継続審議になり、現在に至ってきました。

私達市民連合代表十一名をもって、市長との折衝に当りました。その時点では決着はつかぬもの、話し合いは解決に至る方向づけの基礎になりました。引き続き矢部議長仲介に依る条件交渉に入り、難関はありますが、ついに双方意見の一致を見るに至りました。

請願取下げの条件として「現在計画構想されている奇場設置については、内容も検討されていない事であり、これを白紙とする。今後構想提案するような施設については、周辺住民参加の上多数決に依らず、お互い市民の納得のいく迄、時間をかけて話し合い、決論を出すようにする。」と言う市長発言です。又三月十九日基地対策委員会に於ける市長の発言、「現予定地を奇場としての私下は行わない、又予算計上もしない。もし奇場設置の促進請願が出て来ても、私は議会にお願いしそれを受けないようにする。」以上の発言を我々代表は、市長の誠意を信じ、矢部議長に取扱いを一任し、請願を取り下げる事に決定しました。五十五年十一月二十一日、奇場反対の請願提出以来、周辺住民は各々身を挺して廉潔肌を刺し身に侵み透る烈風のなか、市民の共感を追い求め、夏は灼熱の太陽の下で赤兎を背にした主婦もあり、お願いの叫びに喉をからしながら一途に純心な気持ちで、署名をお願いしてまいりました。生涯の思い出として孫子の代まで語り継がれる苦しい斗争でありました。又多くの市民の皆さんが、これに答えて我々の主旨を理解し、積極的に協力してくれました。

皆さん、目的は一応達成されました。これも一重に府中を愛する市民の皆様の一致した意見の結晶であります。今後共々健康に留意して、良き「ふるさと府中づくりに」共に手を携えてゆきましょう。

重ねて申し上げます。ありがとうございました。

昭和五十七年四月二十日

府中基地跡地火葬場設置反対周辺町会連絡協議会
府中基地跡地奇場（火葬場）建設反対同盟

〔資料14〕 不当な請願取下げ提案に対する抗議および市長リコール要求書（前掲）

この結果として、市長の提案を受け入れた立場の人より、つぎのような報告の一文が配布され、取下げの了承を求める周辺住民、署名をいただいた市民への了承を求める連絡もなされまゝ、目的は一応達せられたとの左の御札の文面が一部配布されたのみで、反対運動は頓坐、幕を降ろしたのである。

〔資料15〕 市民の皆さんへ 基地斎場設置反対請願取下げ経過報告（前掲）

（三）単に原案凍結という名の斎場建設後廻し

このように、凍結で周辺住民はひとまず安堵し、この結果を喜ぶ雰囲気は、市への信頼感に立つ素朴なもので、府中の風土とはいえ否定しえない心情とみられた。しかし、少なくとも法律を学び、法律を教える立場にある私にとって、到底納得できぬ不条理なものであった。ともかくも憲法第一六条で定める国民の請願権、地方自治法第一〇条、また一二四、一二五条で定める住民の権利を放棄するものであり、市長・市議会議長という地方自治の意思を代理し、執行権ある者が、プレハブ校舎解消という別途の問題をからめ、それらの解決期限等と引替えに、請願取下げを住民に要請するなどということは、余りにも不純な政治的動機であり、民主主義の法的ルールでは考えられない事柄であった。こうして市側にも、受け入れた周辺住民に対しても、私の心底に深い心理的亀裂・しこりを沈澱させるものであった。

ただ狭い町内会・周辺住民の一人として、協調してゆかねば日常生活である町内相互の融和は図られぬ、これまたムラの・宿命的人間関係にあり、これを意識すればこの取下げはまことに残念なこととしながら、いずれは紳士協定として、市長・市議会議長・市議会議員の行政責任において、立法（条例）責任において、よりよい方



府中の森芸術劇場。この裏が火葬場予定地。まさに“怪疑（会談）は踊る”構想となっている。全世界を訪ねても劇場の隣が火葬場などという都市計画は見当たらない



府中市生涯学習センター。この向いが火葬場予定地。生涯の学習を終え、お迎え（お向え）が待っているという仕組みのオリエンテーションコース。まことに皮肉な立地となっている。建物もどことなく斎場風



火葬場予定地に隣接した航空自衛隊の宿舎。隊員・家族も府中市民であるが、司令官に何の説明もないまま予定地と決定

向に良識で解決されることを願い、そう考えたいとする住民が支配的であったことも事実として認識せざるを得なかったのである。

さて、この請願取下げによる所謂「凍結」後、市と都は予定通り、早速、一〇年の歳月と数百億円の予算を投じ、浅間中学校はじめ少年野球場、サッカー場、テニス・コートなどのスポーツ施設と、日本庭園、噴水、幼児の遊び場などの整備を行ない、二、〇〇〇人収容の大劇場「府中の森芸術劇場」も、大規模な宿泊施設付き「生涯学習センター」も建設し、残るは予定の美術館の建設を残すのみとなっていた。

周辺住民に限るところか、この公園は府中市内から朝早く訪れる人も多く、特に日曜・祭日などは、京王線の車内広告「京王沿線散歩スポット」NO.4「府中の森公園」としてPRされ、遠くの人々もみえ、武蔵野の新しい市民の憩いの場となってきた。しかし、これが凍結解除となり、この中央部に火葬場建設の本格的計画が市長率先で進められてゆくことになるとは誰が想像できるものであろうか。請願取下げによる凍結とは、実はプレハブ校舎の解消などをからめた体のよい火葬場建設の単なる後廻しという、行政の偽瞞・行政の政治的便法にすぎないものであったことを、住民がようやく気付くことになるのである。

(次号に続く)